

令和3年宇治田原町総務建設常任委員会

令和3年9月14日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第49号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第50号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 第2四半期の事業執行状況（変更）について

○総務課所管

日程第3 各課所管事項報告について

○税住民課所管

・スマートフォンアプリによる町税及び保険料等の納付について

日程第4 付託議案審査

議案第51号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第5 第2四半期の事業執行状況（変更）について

○産業観光課所管

日程第6 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

・第13回（令和3年度第2回）宇治田原町地域公共交通会議の開催結果について

○産業観光課所管

・末山及びくつわ池自然公園指定管理者の公募について

・第73回関西茶品評会審査結果について

日程第7 その他

1. 出席委員

委員長 7番 藤本英樹 委員

副委員長	4番	山本	精	委員
	2番	原田	周一	委員
	6番	上野	雅央	委員
	10番	榎木	憲法	委員
	12番	谷口	整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
都市整備政策監	星野	欽也	君
総務担当理事	奥谷	明	君
建設事業担当理事	垣内	清文	君
総務課長	青山	公紀	君
企画財政課長	村山	和弘	君
税住民課長	廣島	照美	君
建設環境課長	谷出	智	君
まちづくり推進課 課長補佐	下岡	浩喜	君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎	一男	君
産業観光課長	木原	浩一	君
産業観光課課長補佐	廣島	尚夫	君
上下水道課長	清水	清	君
会計管理者兼会計課長	長谷川	みどり	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野	里志	君
庶務係長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、9月6日の開会日に上程され、付託されました議案第49号、議案第50号、議案第51号の3議案の付託議案審査及び第2四半期の事業執行状況（変更）について並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認お願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は9月議会の定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

今、新型コロナウイルス感染につきましても非常に、全国的にも今やっと少し減ってきたかなというように思っておりますけれども、本町におきましても、昨年の12月に感染者が発生して以来、今日でちょうど64人の方が感染されたということです。非常に全国的に見ると、宇治田原町の皆さんについてはやはり感染予防対策にしっかりそれぞれが行っていただいているという、そういう結果かなというふうに思っております。

そういった中で、京都府におきましても、100人を切ったというような報告がありまして、7月以来というふうなことで、だんだんと感染者が減少しているような方向ではございますけれども、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたということもございまして、本町におきましても事務事業や、事業等々につきましても、引き続き施設等の閉館等々に努めて、なお一層力を入れて、感染対策に取り組んでいきたいというふう

に思っております。

また、予防接種につきましても、5月から集団接種を行いまして、今日まで土曜日、日曜日と職員一丸となって、いろいろ医療機関の皆さん、あるいはまたいろいろ支援いただく方の力を借りて予定どおり運ばしているところでございますけれども、65歳以上の方はもう90%を超えていますし、また、16歳から65歳未満の方についてももう既に1回目が終わっている方、また2回目予定をされている方を入れますと、もう全体的には70%を超えるのではないかというふうに思っております。

こういった中で、12歳からまた16歳未満の子どもさんにつきましては、今、担当課のほうで、そういった保護者の方とそういう事前の調査をさせていただいておりますので、まとまり次第10月、11月とに分けまして、予防接種の予定をいたしておりますので、引き続きしっかりとした対応していきたいと。

集団接種については一応9月末をもって終わってきたいと。その後においては、町内の各医院で予防接種を受けてもらおうと、こういうような予定を現在しておりますので、まだまだ油断の許されない状況でございますので、引き続き気を緩めるのではなくて、しっかりと住民の皆さんに感染予防対策について、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、今、もう9月の中旬になってくるとともに、明日はいいお天気やな思っているも、急に雨が降ったり、いろんな時期でございますけれども、町内の稲刈りもちょうど雨とかで、非常に苦慮されているのかなというふうに思っております。

そうした中で、今、気になっておりますのが、台風の14号でございますので、今現在、東シナ海のほうにほとんど停滞というようなことも言われておまして、今後、そういった動きを十分に注意しながら、早め早めの対策に取り組んでいきたい。今週末には温帯低気圧に変わるだろうと言われておりますけれども、これに伴って雨も持ってくる可能性も高いと、ですから、今日ももともといいお天気の予定でしたけれども、そういった湿った空気が入っておりますので、こういった天候になりましたけれども、そういう点にも力を入れていきたいというふうに思っております。

そういう中で、今日は、本日9月14日、本来でしたら維孝館中学校の体育大会という予定になっておまして、無観客で、感染予防した上で実施する、そういう予定になっておりましたけれども、あいにくのこういう天候でございますので、明日に順延されるというふうにも聞いております。

そういう中で、コロナ禍、あるいはまたこういった時期でございますので、いろんな

各方面からしっかりと注視しながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、今日は、常任委員会の中でいろいろご苦勞いただくわけでございますけれども、今回付託議案が3議案と、それと、第2四半期の事業執行状況、また、変更になる部分についても変更のご報告、それとまた各課のほうから所管事項の報告も多々あると思っておりますけれども、最後までよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

季節柄、急に暑くなったり、また夜になると急に涼しいよりも寒くなると、こういうふうなことも考えられます。そういった中で、委員の皆さん方にはお体には十分にご注意いただきまして、ますますご健勝にてご活躍をされますよう心からご祈念申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。お世話になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明を申し上げます。

議案第49号の1枚ものの資料をご覧いただきたいというふうに思います。

まず、改正の趣旨でございますが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、番号法が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次の改正内容でございますが、1つ目の個人情報保護条例につきましては、総務大臣を内閣総理大臣に、また、番号法の号数が繰り下げられたことにより、引用する語を改正するものでございます。

2つ目の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましても、番号法の号数が繰り下げられたことによる引用する号を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第49号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明申し上げます。

議案第50号の資料のほうをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務改正によりまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードの発行主体として明確化されまして、発行手数料を徴収することができることとされたため、所要の改正を行うものでございます。

個人番号カードの紛失等による再交付につきましては、本条例におきまして、手数料1件800円と規定おりまして、今般の法改正によりまして、J-LISが発行手数料の徴収権限を有することとなり、条例により規定する必要がなくなるため、条例第2条中個人番号カード再交付手数料の号を削除するものでございます。

再交付手数料につきましては、J-LISとの契約に基づきまして、本町で代理徴収し、J-LISに納入することとなるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。山本委員。

○副委員長（山本 精） この件についてなんですけれども、地方公共団体情報システム機構が発行手数料徴収することができるということで、変えられるということなんですけれども、いわゆるマイナンバーカードの再交付の手数料が削除されるということなんですけれども、実際再交付の仕組みというのはどうなっているのか、教えてもらえませんか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 再交付につきましては、本人が紛失した等の場合に再交付の手数料800円徴収するところでございます。

ただ、再発行につきましても無料の規定もございまして、例えば天災であったり、本人の責めによらない場合でカードが紛失、消失した場合は手数料のほうは無料というふうになっているところでございます。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 先ほど本人の都合というか、粗相によってなくなった場合ということなんですけれども、紛失した場合ということなんですけれども、これ、マイナンバーカードにICチップとかとついてますよね。そんなに乱暴に扱わなくても壊れるとか、あと、自然災害については多分そういうふうに言われたんだと思うんですけれども

も、そういう関係はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） ICチップの機能自体、もともと不具合的なところがある場合はもちろん無料とさせていただくところですが、本人が傷つけたりとかして、ICチップのほうが使えなくなったようなところがありましたら、そこは再発行の手数料いただく形になってくるというふうに考えます。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） それと、新規とか更新には手数料無料ということになっているんですけれども、有効期限、マイナンバーカードに期限があると思うんですけれども、何年でしょうか。それと、期限が切れたときは更新ということで、無料で発行されるんだと思うんですけれども、自動的に送ってもらえるものかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） カードの有効期限につきましては、年齢でちょっと期限のほうが変わりまして、20歳以上でしたら発行日から10回目の誕生日で更新、20歳未満につきましては発行日から5回目の誕生日で更新という形になります。

発行手数料につきましては、更新時は無料となっているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 更新時が来たら、通知とかそういうのは、それはこっちが送るのか、J-LISから送ってくるものか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） すみません、大変失礼いたしました。

更新時につきましては、J-LISのほうから通知のほうが個人宛てに送られてきてまして、それを基にまた更新をしていただく形になります。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） それと、関係であれなんですけれども、発行手数料の徴収をJ-LISができるということで、実際今度から再発行するときには、役場では800円をもらうのかわからないのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 手数料につきましては800円、町のほうで徴収させていた

だきまして、会計のほうに歳入歳出外現金として銀行口座のほうに管理していただきまして、それをJ-LISのほうに納入する形になります。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。

そういう点で言えば、そういうふうなお金を受け取って、町の財政には入らなくて、勝手に送るといふふうになると思うんですけども、そういうことは、条例上はそういう定めのないお金を受け取るということは、その辺は可能なんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） その会計の流れにつきましては、適正に管理されるようなことになります。

○副委員長（山本 精） 分かりました。

○委員長（藤本英樹） よろしいですか。

○副委員長（山本 精） 最後にちょっと。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 最後に、現在のマイナンバーカードの登録者数等がどういうふうなのか教えていただけますか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 現在のマイナンバーカードの発行につきましては、現在、カードの交付率になりますが、令和3年8月1日現在33.9%の交付率となっているところでございます。

○副委員長（山本 精） 分かりました。

○委員長（藤本英樹） よろしいですか。

○副委員長（山本 精） 結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第50号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手多数。よって、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第2四半期の事業執行状況(変更)についてを議題といたします。

総務課所管について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、総務課所管の第2四半期の執行状況の変更ということで、説明させていただきます。

こちらにつきましては、執行状況表と、あとその裏に1枚別紙をつけさせていただいております。そちらを参照いただければありがたいと思います。

事業につきましては、町制施行65周年記念式典開催事業費というところでございます。これの変更点を申しますと、今、コロナ禍というような状況ではありますけれども、現在実施できるような事業等に冠をつけて、いろんな事業を行っていただいております。

しかし、その65周年記念事業を機に何か行事等できないかということで、各課、庁内等でいろいろ検討していただいております。その中で、本町の魅力として、お茶の町としては発信等いろいろなことはできておりますけれども、そのほかにもいろいろ町内には企業さんもおられるというようなところで、いろんな資源、商品等あるというようなところで、また、学校でも今現在コロナ禍において町内の職場体験、そういう授業が中学生とかできていないというようなところございましたので、これらの総合学習的なところと何かマッチングできないものかというようなことで、いろいろ意見が出されていまして、その中で、こういった、今ただいまお配りさせていただいております仮称子どもの夢応援事業ということで、ふるさとの魅力を再発見する、そして、企業さんとタイアップして、商品開発ができればなというところで事業を企画させていただきます。

した。

今申しましたように、趣旨にありますように本町にある資源の掘り起こしをさせていただいて、ふるさとの魅力を再発見していただき、その資源を活かした商品開発を行って、実体験することを通じて、未来を担う児童とか生徒の方の郷土愛というんですか、そういったまちづくりに関心を持ってもらうというようなところで、また、企業さんを通じて将来なりたい自分の職業的なところも少し一助になればというようなところで、こういう事業をさせていただきたいと考えて、提案させていただきました。

そこで、町内には様々な企業さんがおられますので、その企業さんにちょっと手を挙げていただいて、事業に協力をお願いして、実際の販売を想定したような商品開発を行っていただきたいということで、今、この状況の後ろ、時期以降の予定ということで、仮称を上げておりますけれども、子どもの夢応援事業、協力事業者の公募ということで、10月号の広報に協力していただける事業者を公募したいというところで考えております。

そのスケジュール的には、10月上旬に今回報告させていただいております事業協力者、もしそこに手を挙げていただいたら、協力者の募集させていただいて、中旬以降には、中学校と事業者決まればということになりますけれども、打ち合せをさせていただいて、11月に中学生の授業の中で4コマ程度、約4時間程度を使って、ワークショップ等による商品開発をするようなところを行っていきたいと思っております。

それで、翌年3月以降に商品化、販売ができたというところで、今、変更をさせていただきました。

事業執行状況につきましては、以上でございます。

それと、すみません、あとこの町制施行65周年記念の式典につきましてですけれども、既に9月12日までの緊急事態宣言発令でありましたけれども、9月初めに予定どおり、9月30日に町の総合文化センターさざんかホールにて実施する旨のご案内をさせていただいておりますけれども、今申し上げました緊急事態宣言が9月30日まで延長されたというところがございます。そうなりますと、引き続き公共施設の利用等も休止というような形になりますので、使用ができないというところになってきました。

それで対応策といたしまして、何かどうにかできないかというようなことで、役場のほうでさらに規模を縮小したような形で、感染対策に配慮する中で実施をしていきたいというところで、今現在検討しているところがございますので、また、決まり次第、来賓の方とか、出席者の方に対しましては、ご案内させていただく予定でございますので、

ご了承いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、今、課長のほうからご説明いただいたんですが、この趣旨にところで、未来を担う児童生徒のシビックプライドということで書かれています。このシビックプライドというのは、郷土愛やまちづくりに関わろうとする自負ということですね。

それで、児童生徒のということが書かれているんですが、スケジュールのところを見ますと、中学校で授業などに協力いただいている、それから、打ち合せ、それから商品化ということになっているんですが、この場合、生徒のほうは中学校ということで分かるんですけれども、児童というのはどこに出てくるんですかね、どう反映されているんですか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 申し訳ございません。

具体的に申し上げますと、中学2年生の授業、その職場体験とかできていないというところで、時間が空いているというようなところでございますので、取りあえずは中学生を中心にやっていきたいと。

児童につきましては、今、今後10月に公募するということで、業者さんがどれだけ手を挙げていただけるかというところが、ちょっとまだ未知数なので、そこで出ただけであれば、また学校といろいろ相談しながら、小学生についても、もしできたらということで、ここに、ちょっとすみません、書かせていただいておりますような状況でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、例えば、これを企画されて、これからやろうとされているんですが、ある程度の例えば事業所、こうやって手挙げてくれそうな事業所とか、何とかいう交渉いうんか、この企画の段階で、そういったことはないわけですか。なかったというんですか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今の原田委員のご質問でございますけれども、やはり議会のほうにしっかりと報告した上で進めていきたいというのが基本でございますけれども、事前に今年は町制65周年の記念ということで、役場の中にもそういう庁内連絡会議を設けて、

やはり町ぐるみ、また、町として節目の年に何かできないかということで、前にも議会のほうでご説明もしてきた中で、ひとつこれが提案として上がってきたと。

については、基本はそういうふうにちゃんと議会のほうで報告した上でということでございますけれども、いざやったときに、全然上げていただくようなところはあらへんねんと、こういうふうになると元も子もないんで、事前にこういったところでやるとすれば、ご協力いただけないかというようなニュアンスをやはり出させていただいて、その中で、もしそれやったらというような前向きなご意見をいただいている事業者さんもあるということで、この辺については、うまくいけば、そういった宇治田原町にあれもこれもないではなしに、あれもある、これもあるというふうなまた子どもの視点と合わせて、あた子どもの将来、また教育、またそういった職場、こういうのにつなげていけるのではないかとということで、いろんなところへの前振りの調査は事前にさせていただいているのと併せて、学校のことでございますので、教育委員会とも連携しながら、学校ともそういう話を、こういうなんではどうだというようなご意向は既に示させていただいているようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ある程度、じゃ、この企画の段階でそういったようなことも含めて、少しは交渉を進めていたということ。

中学校いうのはうちは維孝館一つしかないわけですがけれども、その中での地域学習授業で、何か会社をつくったり、いろんなそういうような授業やっていますよね。恐らくそののちょっと具体的発展的なことやと思うんです、これは。そういった意味では、確かに大人と違って、子どもの場合は頭が柔らかいんで、非常に発想力いうもんにも優れているということだと思いますが、できたら私は、先ほどの何とか会社いう授業で中学校でやっているだけじゃなしに、できたら小学校の高学年ぐらいも何か一緒に取り込んで、せっかくこの地域いうんですか、郷土愛いうんですか、そういうようなことで、これから子どもをやっぱり宇治田原の宝やというようなことでずっと進めていくのであれば、余計にそれを早くから実際にまちづくりに生かせるような子どものアイデアがいうことをやっていただいたら、より効果があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 狙いといたしましては、まさに原田委員おっしゃったとこ

ろでございまして、私どもも子どもたちの知恵をいただいて、そして、まちづくりに貢献という大層ですけれども、そういう自信にもなりますし、誇りにもなろうかと思えます。

まさにおっしゃいますとおり、中学生だけでなく小学生も巻き込んで広がればいいなと思っておりますが、まずは、企業さんがどれだけちょっとお手を挙げていただけるかという部分がございますのと、今回、初めての取り組みでございますが、今回だけで終わりというよりも、それがまた広がるようであれば、これからもどんどん中学生だけでなく、小学生にも広げていくとか、少しちょっと長い目で見ていただければと思いますので、まずはちょっと初めての取り組みということで、企業さんの募集をさせていただいて、中学生でご議論いただくことから始めて、今後の広がり期待したいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） よく分かりました。

特にここに、最後のほうに書かれています、あくまで周年事業として位置付けて、今後もうようなお話もありますんで、私はできたら、最初が肝心なんで、やっぱりスタートの時点でそういったような児童も巻き込むようなことを頭に入れながらスタートは取りあえず中学生で始めるんだという思いでやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。上野委員。

○委員（上野雅央） 私は1点だけ、今の子ども事業に対しての、事業者の負担というのか、社会貢献にもなってくるやけれども、そういうのも発生してくると思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） やっぱりものを商品開発しようといいたしますと、ある程度の費用はかかってくるというようなところでございます。

でも、そこを何とか協力いただいてというようなところで、今はできたら予算のかからないような事業ということでちょっと考えていきたいと思っております。

最低、例えば来年もし開発されて、そのものが販売するとなったら、ある程度の材料費的などところのものを要るかも分かりませんが、そのところはまだ今のところ、

今進むに当たりましては、できるだけ予算のかからないような状況でやっていきたいと思っております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと先ほどの原田委員のやり取りで、一つだけ確認だけしておきたいんですけども、これは65周年の周年事業として位置付けるということになってあるんですけども、これ、先ほどのやり取りだと、取りあえず今度スタートして、それで、小学生にも広げていくということは、来年度もやっていくということのやり取りがあったように聞こえたんですけども、周年事業で位置付けるんやったら、次は70周年しかしないことになるんですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 説明不足で申し訳ございません。

そもそも、まず、こういう至った経過でございますけれども、通常周年記念事業ということになりますと、通常の各事業に冠をつけることはもちろんのこと、これまででしたら、例えば記念講演会をしたりとか、イベントを実施したりとかというようなことが過去の経過でございました。

こうした中、コロナの関係もございまして、また、座席の問題も含めまして、この今の時代にどういうことができるであろうということで、まず、庁内の若手を中心に庁内の議論を進めてきました。そういう中で出てきたのが、この一つの取り組みでございます。

谷口委員おっしゃいますように、記念事業として位置付けるならば、今年ということで、次ならば5年後ということになるかと思うんですけども、まず、私ども65周年記念事業としてこの新たな事業、まず今年取り組みをさせていただきたい。

先ほどの説明が誠に申し訳なかったんですけども、まず65周年事業として、これを成果を上げたいといいますか、中学生さんのご協力をいただいてまいりたいと、そこで一つの区切りとは思っております。そうした中で、今後、必ず続けるというよりも、こういうことが根づいて事業とかに反映できれば、また子どもたちの中に継続して取り組むような展開になればいいなという思いでございまして、位置付けとしては、あくまで今回の65周年記念事業ということで、ご理解賜ればと思うんですけども、ちょっと説明が不足で申し訳ないんですけども、そういう思いでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、結論で言えば、65周年の今年の単発の事業だと、ということなんですよね。

が、しかし、先ほど小学生にも云々というようなことが出てきていたんで、私、これ、非常にいい事業だと思っているんです。小学生、中学生、自分たちのふるさとおごり、誇れる、また、こんなもんがあるんだということにするならば、今年度65周年の記念事業としてこれをスタートさせて、また、引き続いて来年以降も継続していくというならば、先ほどの説明で理解できるんですけども、どうも今年で終わります、よかったらまた……、何かちょっとそこがもう一つ理解できん説明やったんですけども、いろいろ事情はあるんでしょうし、私の思いとすれば、今年度これをやって、恐らくいいものが、柔軟な発想の子どもたちからいいものができると思うんで、引き続きまた小学生にも拡大して、やっていただきたいなということは、思いとして申し上げておきます。

以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第2四半期の事業執行状況（変更）についてを終了いたします。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

○委員長（藤本英樹） 税住民課所管のスマートフォンアプリによる町税及び保険料等の納付について説明を求めます。

広島税住民課長。

○税住民課長（広島照美） それでは、スマートフォンアプリによる町税及び保険料等の納付につきましてご説明申し上げます。

資料のほうご覧ください。

本町では、町税等の収納におきまして、コンビニエンスストアの支払いなど収納方法の拡大に努めてきたところですが、このたびスマートフォンアプリによる収納を新たに開始しまして、納付者の利便性をさらに向上させるとともに、収納におけるキャッシュレス化のほうを促進いたします。

既に導入しているコンビニエンスストア収納のスキームを活用しまして、納付書に記載されたコンビニエンスストア収納で使用するバーコードをスマートフォンアプリで読

み込むことで支払いが可能となります。利用できるスマートフォンアプリにつきましては、P a y P a yとL I N E P a yになります。また、対象となる町税等につきましては、コンビニエンスストア収納が可能な町税等となりまして、町府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、上下水道料金となります。

また、利用開始時期につきましては、令和3年10月1日から、周知につきましては、町広報紙への記事掲載、また、町ホームページへの掲載、各課から町税等の納付書を送付する際にチラシを同封する予定でございます。手数料につきましては、コンビニエンスストア収納と同額の1件につきまして57円となるところでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） ちょっと1点お聞きしたいことがあります。利用できるスマートフォンアプリがP a y P a y、L I N E P a yですか。今後、あといろいろなスマートフォンアプリがある中で、多数のアプリをこれからも募集されるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 今回、利用できるスマートフォンアプリがP a y P a yとL I N E P a yというところでございますが、コンビニ収納の事務委託をしております地銀ネットワークサービス株式会社というところとの契約で、今回このスマホ収納につきまして、変更契約という形で、追加する形で契約させていただきます。この契約先の取り扱いが今のところこのP a y P a yとL I N E P a yというところでございまして、今後の状況につきましては、また契約先のほうにも確認させていただく中で、取り扱いのほうが増えたりする可能性もあるかもしれないというところではございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。それと、そのスマートフォンアプリ、京都地方税機構、それと一緒に、それも納税できるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 今回のこのスマートフォンアプリで納付していただけるものにつきましては、町が発行する納付書でバーコードが記載されたものが対象となりますので、町発行の納付書という形で対応となります。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。これからも住民の方が納税しやすい方法をまたいろいろ模索していただいて、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、このP a y P a yとL I N E P a yなんですけれども、これコンビニ収納をやっていくんだと。今現在でもコンビニやっていますよね。そういう意味では、今の時代、コロナ禍なんかで現金で札を渡して感染ということの予防からすると、非常に効果はあると思うんです。思うんですが、例えば今回このP a y P a yとかL I N E P a yという、こういうようなことをやろうと、現金でもええわけですよ、現金、納付書を持って行って。それをやる狙いは、例えば徴収率を上げるとか何とか、いろんな考え方はあると思うんですが、どういった狙いで今回こういうようなシステムを採用されたのか。その辺もしお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 今回、スマートフォンアプリで収納できることによって、人と接触せずに払うことが可能というふうになります。今、コロナ禍のこともありますんで、そういったスマートフォンで対応できるということも重要になってくるかと思えますし、また、納付者の方につきまして、利便性を向上させるといった目的でキャッシュレス化というのを促進したいというふうに考えております。

収納率の向上につきましては、こうやって収納しやすい環境が整うことで多少なり収納率の向上に寄与する部分はあるかとは考えますが、主には納付者の利便性の向上というところを念頭に置いているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、こういったスマートフォンアプリによる納付方法についても、議会のほうからも、こういった時代の中でいろんな方策を考えて取り組むようにと、こういうようなお話も今日までいただいた中で、そういう経過からいくと、コロナ禍はもちろんですけれども、そういった納付者の方々の利便性と、それと併せて、そういったことによって町の徴収率をしっかりと上げていくということも踏まえまして、今回10月からこういった形を取らせていただいて、スタートさせていただきたい、このように思っております。以上でございます。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） この手数料、先ほどコンビニで現金の収納と同じく57円というこ

とやったんですけれども、これほかの金融機関で現金で払ったりする場合の手数料はいくらですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 金融機関で納付書で払われる場合には手数料は不要という形になります。

○委員（谷口 整） そうすると、町のほうへ実際入るお金で見れば、金融機関の窓口にお金なり口座から振り替えるなりして払えば全額入る。がしかし、コンビニで払った場合は57円要るということでいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） あと口座振替につきましては1件10円の税別の手数料が、口座振替はかかります。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時48分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。長谷川会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（長谷川みどり） 金融機関で払われる窓口手数料については3円かかります。

○委員（谷口 整） 口座振替やったら10円。

○会計管理者兼会計課長（長谷川みどり） はい。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） いずれにしても金融機関の窓口のほうが手数料は安い、町に入るお金のほうはそちらが多い。がしかし、いろんな利便性を考えれば、これからはこれを、57円かかるけれども、推奨していきたくと、こういうことなんですかね。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、基本的には、やはり金融機関のほうで口座振替にて、そして納めていただくということが一番ありがたいと思っております。しかしながら、それぞれのご家庭によってなかなか口座のお持ちでない方等々もおられる中、ちょっとでも納めていただけるように、納めやすい、そういう環境を整備していくのも我々の役割というふうに思っております。ただ、推奨していくのは口座振替、このように思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 口座振替、それが一番便利だし、いいということで、それは推奨したいけれども、ただ、現金等で払われる方については、こういうことで利便性をさらに、選択肢をひとつ広めたということは了解しました。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び第2四半期の事業執行状況（変更）について並びに所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 意見、要望なんですけれども、役場へ来る南北線と、それから郷之口鷲峰山線を贅田のローソンの裏から歩いてこられた方が、その交差点で私出会ったんですけれども、役場はこちらですかと、リュックを背負った若い人から聞かれた。それで、あの交差点から役場を見たときに、何の看板もないんです。国道からはありますよね、役場と。多分、町民の方でしたら、もうこちらに役場があるというのはご存じ、多分、町外の人であるがゆえに尋ねられたと。確かに見たら、コンクリートの道と電柱だけしか見えない、家のかけらも見えないです。やはりまちづくりの一つとして、移住定住というのを促進していこうとされているところにおいては、ちょっとやはり町外の人に対して不親切ではなかろうかと思しますので、今すぐにとというのは無理かなと思うんですけれども、役場があそこにあるんだよというようなことを提示、明示できるようなことを考えていただけないでしょうかという意見、要望なんですけれども。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまご指摘のありました南北線、また、郷之口鷲峰山線の交差点のところでございますけれども、榎木委員におかれては、連日交通安全指導に立っていただきまして、非常に感謝をしているところでございます。

そういった中で、もともと郷之口鷲峰山線がメイン道路でございまして、南北線が後でできた道路ということで、そういった中、郷之口鷲峰山線のほうを一旦停止という形にして、南北線のほうは徐行しながら直進してもらおうと、こういうような交差点になって、非常に心配はしているところでございますけれども、そういう中で、今の標示でございまして、国道から入る場合には宇治田原町役場ここですということで早急に

設置した経過はございますけれども、確かにおっしゃるように郷之口鷲峰山線から見て役場、南北線との交差点、本当にこちらに役場があるのかということをおっしゃる方がおられるということでございますけれども、何らかの標示をして、宇治田原町役場がこの向こうにありますよというような啓発はしていきたいと。

ただ、今後、役場の横の中央公園、これを一つの防災の公園ということで、緊急時における広域避難場所という指定もしていく中で、やはりここをどういった起点やと。将来的にまた山手線の問題もございますので、そういう中では大々的に国道側、あるいはまた今の交差点、その辺も含んで啓発はしていきたいというふうに思いますけれども、当面の間、何らかの形で、ここへ行くと役場がありますよというような標示は早急に考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほうをお願いしたいと。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 意見、要望ですので、できるだけ前向きに考えていただくというこ  
とでお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時57分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

日程第4、付託議案審査について、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和3年6月21日、（仮称）宇治田原インター北地区地区計画を決定しまし

たことから、地区整備計画に掲げます建築物等に関する事項について条例で定めるもの  
でございます。

建築基準法では、地区整備計画で定められた建築物の敷地、構造、建築設備、または  
用途に関する事項を条例で制限として定めることができるとございます。本町では、平  
成16年に条例を制定し、地区計画の決定ごとに追加をし、制限を定めてきました。こ  
れは、法規に定めることで重みづけをしようとするためのものです。

議案第51号、資料のほうをご覧ください。

地図の赤色囲い部分、大字郷之口小字豊前丈と小字西ノ山の一部になりますが、地区  
計画区域となっております。大型物流施設の計画敷地約3.6ヘクタールのうち、宇治  
田原町域約2.6ヘクタールのエリアとなっております。建築してはならない建築物で  
は、隣接する準工業地域と齟齬のないものとし、物流施設に限定されるようにしてい  
ます。建築物敷地面積の最低限度は、将来、細分化されないように7,000平米とし  
ております。建築物の高さの最高限度は、大型物流施設を想定した45メートルとし  
ております。建築物の壁面位置の制限につきましては、隣接地境界線までの距離を最低  
限度5メートルとして、行政界をまたぐ場合については3.0メートルとしております。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第51号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案の賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内に  
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案ど

おり可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、9月29日の本会議において討論をされる方は、討論通告書を9月27日月曜日、午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第5、第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

産業観光課所管について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、産業観光課所管の事業執行状況、第2四半期のご説明をさせていただきます。

事業名9番、末山・くつわ池自然公園事業費でございます。

これにつきましては、現在の指定管理については修繕等も含めて実施するが、現指定管理者の郷之口生産森林組合との協議により、池を指定管理物件とする要請を断念したい旨の返事があり、並びにこのような結果になったことについてお詫びがありました。これにより、同池の管理は引き続き組合が行うこととなるため、池の整備工事については不施工となります。次期以降の予定等のところを消させていただいているところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の説明だと、3月の予算委員会の際にいろいろとすったもんだしたくつわ池の池を埋めるという話がなくなったという理解でいいんですかね。

○委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） そのとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） いろいろと経過についても私も仄聞はしているんですけども、あれだけ、すったもんだという言葉がいいかどうか知りませんが、今西委員のほうから埋め立ててということについての異議の申し立てがあり、町のほうは、いや、生産

森林組合のほうから言われているんだと、埋めますと。ついては、それは生産森林組合内部の話やということでもかたくなに蹴ってこられて、この段階になって、実はやはり埋めてほしくないや言われましたということで、埋めるのを取り下げやと。それは土地所有者がやめてくれ言われれば、それはそれで仕方がないんでしょうけれども、そこらの詰めです、最初に埋めるというて予算上げたときの。その辺のこと、町のほうはどう、相手言わはったから埋めます言いました、やめてくれ言わはったからやめます、そこらどうなんですか。

実は去年も、同じ産業のほうで碾茶工場、国なり京都府の補助金をもらって碾茶工場を建てたいという農家の意向を踏まえて、建てるための予算上げて、いや、実はやはりやめたい言われて取り下げたいという経過もあるわけですね。この町のほうの予算の組み方、この辺りはどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口委員のご質問等でございますけれども、非常に我々としても残念な思いをしているわけでございます、今日までこういった生産森林組合さんと協議をした上で進めてきた経過を踏まえ、3月議会にも、議会のほうにご説明をさせていただいて、ご理解をいただく中でご可決賜ったと、こういうような非常に重要な案件というように認識してきているところでございますけれども、そういう中、町もそういった中での進め方として、今日まで進めてきたわけでございますけれども、本当に2階へ上がって下を見たらはしごを外されたら、こういうような思いもあるわけでございますけれども。地元の中で最終的に申し上げたら、しっかりとした意見が固まっていなかったと、こう言わざるを得ん状況になったところでございますけれども、今、担当課長のほうから申しあげましたように、お詫び文も添えて町のほうに提出されたということも出てきているわけでございます、町としたら、そういう地元のほうの最終的なご意見を持ってこられたという状況を踏まえて、非常にこういった重要な議会の場にそういう案件を持って行って、それを可決いただいて、また下ろさんなんというのは非常に心苦しい説明になるわけでございますけれども。詰めの段階で、どちらがというとなかなかそれは別といたしましても、最終的には詰めが甘かったとしか言いようがないところでございまして、誠に我々としても非常に残念な思いで議会のほうにそういった方向を説明させていただかなければならない。それと併せて、いずれにしてもまたご理解をいただく中で、予算についても、そういうことで減額補正を上げていかなければならないと、このように思っているところでございます。大変申し訳ないという

ふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私は郷之口の生産森林組合がどうのこうのと言っているつもりは毛頭ありません。町のほうの予算の組み方に問題があるということを使うわけなんで、先ほども申しましたように、去年も同じことが産業観光課であり、今回については予算委員会であれだけ、今西委員のほうから、地元の合意は至っていない、だから、これを上げることをどうやということも言われて、ところが、町のほうは、結果として押し切った形で予算を上げ、副町長の言葉を借りれば、2階に上がってはしごを外されたという言葉言われたんですけれども、今度また予算を減額せんなんと。やはりそこらは、十分に事業をやるについて、地元の詰めです。また、周りの背景も確認をして。安易に予算を上げて、それでやはりできませんでした、これはちょっとひどい、ひどいというか、あまりいい形じゃないなと思うんですけれども。

昨日も、建築関係の予算の組み方云々ということも言いましたように、やはり予算の組み方については、十分慎重にやっていただきたいということは強く求めておきます。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今おっしゃったように、本当にそのとおりでございます、重要な予算でございますので、その辺については今後しっかりと十分に精査した中で、しっかりとその辺を把握する中で、議会のほうにもまたお願いをして、しっかりとまとめていきたいというふうに思っております。今回については大変、予算の見方に甘かったというようなことを言わざるを得んというふうに思っております。今後こういうことのないようにしっかりと内部でも調整していきたいというふうに思いますので、ひとつご理解のほうをいただきたいと。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります第2四半期の事業執行状況（変更）についてを終了いたします。

日程第6、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の第13回（令和3年度第2回）宇治田原町地域公共交通会議の開催結果について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 失礼いたします。

それでは、私のほうから去る8月27日の金曜日に開催いたしました本年度第2回目の地域公共交通会議、平成29年度から通算の13回目の会議の開催結果についてをご報告申し上げます。

出席委員につきましては、前回の委員会でもご報告させていただきましたように、学識経験者、地域住民、交通事業者、関係行政機関から成る11名の委員でありまして、全員出席のもと、開催をいたしました。

なお、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けまして、一部Zoom参加の委員さんがいらっしゃいました。

議題のほうですが、去る7月の常任委員会のほうでも、第1回目の地域公共交通会議の報告と併せましてアウトラインを説明いたしました新しい地域公共交通の実証運行計画の案につきまして協議を行いました。この実証運行計画につきましては、本年度、この冬からのコミュニティバス、現在のコミュニティバス運行地域、奥山田区、湯屋谷区でのデマンド型乗合交通の実証運行と、来年度、令和4年度10月以降に、定時定路線で現在運行しております町営バスの見直しの双方の中身を含む内容として資料をお示しし、協議いたしました。

ページをめくっていただきまして、右肩、資料1と書いてございます資料、全部で4ページございます。こちらのほうを地域公共交通会議のほうに提示し、協議をいただきました。

運行の現状につきましては、前回の常任委員会でも報告させていただきましたが、現在、町内では定時定路線、決まった時間に決まった運行をする①町営バス、車両2台で運行しております、それから、②、③はコミュニティバスとスクールバス、これは車両1台で時間帯によってスクールバスを混乗という形で動かしております。運賃につきましては、現在、町営バス、スクールバスにつきましては町の負担において、コミュニティバスは奥山田区、湯屋谷区様が運行主体となり、町が補助をする形で地元負担、一部地域については町負担で運行しているという現状でございます。

今回の運行見直しの概要につきましては、考え方をしっかりと設けた上で進めていくことが必要であろうと。地域公共交通ネットワークは京都京阪バスさんが町内に入っている路線バスを基幹と位置付けることが必要であり、この維持確保を大前提とするということ。そして、町営バス、コミュニティバス、スクールバス、こちらを見直しの対象といたします。

運賃につきましては、今後、地域公共交通会議のほうでなり、地元の意見もお伺いし

ながら決めていくところになるんですけれども、路線バスと同等か、それ以上の水準で設定していくことが必要であろうかという形で協議をいただいております。

運行見直しに係るスケジュールというアウトラインのほうを次のページでお示しいたします。次のページをご覧ください。A3の開きの資料になってございます。申し訳ございません。

一番左側のほうに大きく3段の行になっているかと思えます。一番上のところが現在の運行形態です。左から、先ほど申し上げました町営バス、コミュニティバス、スクールバスの現状をテキストで記しております、真ん中のこのハートの町域の中での現在の運行形態、一番右側は路線を模式したものでございます。青色の部分が町営バス、紫の部分がコミュニティバス、スクールバスはコミュニティバス混乗となりますが、緑色で表示をしていく形となっております。

先ほど申し上げました段階といたしまして、まず真ん中の行、令和3年度の冬、それから一番下の行、令和4年、来年度の10月、この2段階での運行見直しを予定しております。左側の表のところテキストで書いてございますところ、青塗りをしている部分が3カ所ほどあるかと思えますけれども、こちらにつきましては、現在の運行形態から大きく形を変えようとするもの、こちらについて色を塗ってございます。

この真ん中の行の中段のところをご覧ください。

前回から説明させていただいておりますように、まず真ん中のハートのところ、コミュニティバス運行地域において、昼間の予約制の乗合タクシーを実証運行として開始したいというように考えております。

この一番右側のところで、新しく星印で記載しております、これはあくまでも現時点のイメージでございますので、ここが確定というわけではないんですけれども、丸のところ、現在のコミュニティバスの停留所よりは少し人家のほうに入るようなポイント、星印のところを新たな停留ポイントとして、ただし、ドア・ツー・ドアではなく、先日の公共交通の研修会のほうでも私同席させていただきましたが、公共交通の役割としての一定の距離を歩ける乗客を対象とするという考え方の中で、停留ポイントから停留ポイントへの移動、これを乗合タクシーで行うという形での見直しを行ってまいります。

一番右のほうに、枠内での移動か、枠内と枠外間の移動での利用可というようなことが書いてございますが、これが道路運送法上の区域運行という形での許認可申請を行ってまいりますので、例えばこの点線の中の枠内の中であれば、乗合タクシーで移動していただくことは可能でありますし、この点線の中から、例えばフレンドマート、大東医

院といたしました、こちらのほうの町の西側のほうへの直接の移動も可能でございますが、例えば大東医院さんからフレンドマートという移動はできないというようなことがここで書いてございます内容のことでございます。

一番下の段、今度、来年の10月に向けましては、現在の町営バスの利用者が僅少の地域でありましたり、公共交通の空白地域を含めたダイヤと地域の再編と併せまして、デマンド交通の区域の拡大も図っていくという双方一体的な見直しを進めていく。その中で国庫補助も頂きながら持続可能な公共交通を構築していきたいというふうに考えております。

ただ、こちらも、いずれもですね、新しくいろんな区域とかポイントのほう、路線図のほうも示してございますが、一番下の段に書いていますデマンドの区域でありましたり、町営バスの路線図というのは、これから住民説明もきちんとさせていただきながら、また、地域公共交通会議での協議も踏まえながら決めていくこととなりますので、あくまで模式図ということでご理解ください。

ページをめくっていただきまして、この3ページ目が主に今後、業者決定後に今年度中に許認可を受けるというところの内容についてのアウトラインを協議いただきました。

左側に町営バスと乗合タクシーというふうにございます。基本的に今年度、②の乗合タクシーの方を進めてまいります。令和3年度冬の時期と書いてございますが、1月を目途に今後タクシー事業者を決定し、運輸局への許認可申請を進めていく。対象者は、繰り返しになりますが、コミュニティバスの運行主体の地域住民の皆様、事前に利用登録をされた住民様を対象として進めていくのを基本とさせていただきます。車両はセダン型のタクシーを複数台、この業務に対して用意できる事業者さんのほうにお願いすることとなります。

運行日、運行時間帯等ございますが、基本的には現コミュニティバスの利用条件を変えないという考え方で進めたいと考えておりますが、実証運行結果を踏まえまして、地域の意向も確認しつつ、例えば土休日の運行でありましたり、そういったところについては、そういったものを確認しつつ改善を図っていくことが前提になるかと考えております。

いずれも、町営バスのほうも左側ありますよう、来年の10月を目途にダイヤの再編等を進めてまいります。運賃のほうは今のところこの300円という形で、乗合タクシーのほうは許認可申請を進めていくという考え方で進めていくということとしております。いずれも路線バスの停留所の近隣につきましては路線バスを優先して利用していた

だく考え方を原則として進めてまいります。

今後ですけれども、まずコミュニティバスの運行主体の地域、奥山田地域、湯屋谷地域様のほうで10月の第2週の週で両区での説明会を開催させていただきます。そして、タクシー事業者につきましては、現在、公平な形で選定を進めておりまして、こちらのほうも9月中には決定するという流れで現在進めております。

最後、4ページのほうは、今後、町営バス、コミュニティバスそれぞれの見直し、それぞれごとの許認可でありましたり、見直しのスケジュール、国庫補助の申請とかそういったところを町営バス、コミュニティバスそれぞれで記載したものでございます。

すみません、戻っていただきまして、右肩に総務建設常任委員会資料と書いてございます、一番最初のページにお戻りください。

主な意見としましては、こちらに書いてございますようなそれぞれ交通事業者様、あるいは道路交通の行政機関の方、皆様からご意見をいただきました。

会議結果につきましては、今回の方向性で今後の地元の説明会でありましたり、タクシー事業者の決定を経て、10月を目途に、そのタクシー事業者が中心となって許認可申請の実証運行計画を固めまして、次回10月を目途としておりますけれども、地域公共交通会議で運輸局への許認可に必要な協議を調べていただくということを予定するというところで了承いただきました。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 3、4点あるんですが、まず、令和4年10月以降、町営バスが廃止される地域というのが大体明確になってきたんですけれども、そういう地域の方への情報提供というんですか、周知徹底というんですか、あるいは説明会とか、そういうことは何か考えられているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 先ほどのご説明の中でも申し上げましたけれども、今後、現在モードさせていただいているところは利用者が僅少でありましたり、公共交通の空白地域というところを含めたダイヤ、ルート改善という形でお示しさせていただいておりますけれども、もちろん地域住民の方のご意見をお聞きしながら、地域公共交通会議のほうできちんと議論をして再編をしていくと。その中では説明会等も開催していくことになるかと考えております。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） やはり地元の方の、納得、了解が絶対必要と思いますので、説明会等の実施をぜひお願いしたいということです。

それから、2ページの左下にあります令和4年10月からの項で、自家用有償旅客運送という言葉が出ていますが、これについて2、3お聞きします。

現在、こういうことを運送されているような自治体というのはあるんですか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 近隣のほうでは、例えば南山城村様とか、村、自治体が主体となって、市町村有償運行という形でされている近隣の自治体はございません。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 分かりました。じゃそういう有償旅客運送ですか、それを実施していくに当たりまして、管理とか運営団体というのはどういうところが実施される予定なんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） こちらのほうは、道路運送法で言うところの79条の自家用有償旅客運送になりますけれども、市町村が主体となる、法律改正前に市町村有償運行というのがあったんですけれども、その形での運行を予定しております、すなわち宇治田原町が運行主体、管理主体であるという形での見直しを考えております。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 町であるということで安心しました。別に、例えばNPOみたいなやつ、何か設立されるかなと思っていたんですけれども、一応、町が主体してやっていただけということですね。

となりますと、次の質問なんですけれども、当然、非営利団体なんですけど、例えば外部の観光客の方が来られたときに、そういう人たちというのは利用可能なシステムなのかどうか、これはどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 私どもが今議論しております市町村有償運行につきましては、デマンドもそうなんですけれども、皆様の税金を基に、利用者負担との差額なり、その運行経費を賄うと、国庫補助はもちろん取りに行くところが前提でございますけれども、そういったことから考えますと、私どもの公共交通としては、

あくまでも地域公共交通、住民様を対象とした仕組みとして運営してまいりたいと考えております。

ただ、道路運送法上の様々な縛りもございますことから、引き続き地域公共交通会議のほうでご意見をいただきながら、それこそ地域の実情に合わせた運行形態というのを検討してまいります。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） ちょっとごめんなさい、併せて、同じような質問なんですけれども、乗合タクシーにおいても観光客の利用というのはどうなのでしょう。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 繰り返しになるようなんですけれども、私どもは事前に利用登録をした住民様を対象にこのデマンドタクシーのほうを進めてまいりたいと考えております。ただ、道路運送法上は乗る方を限定といいますか、差別することがなかなか難しいというようなご意見もいただいておりますので、その辺りはいろんなやり方、仕組みがあるかと思っておりますので、ちょっと引き続き検討は進めてまいります。

ただし、基本的には、事前登録をされた地域住民の方を対象に進めたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） あと、最後に意見、要望なんですけれども、観光客がなかなか乗ることは難しいというような雲行きみたいなんですけれども、たくさんの方がやはり町に訪ねて来られる機会が多く、増えていますので、できるだけそういう方が利用できるような運用形態を今後検討していただきたいなということを要望して質問を終わります。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、町営バスは、これあれですね、自家用有償旅客運送に移行して、一部残すということでいいわけですね。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） そのとおりです。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この町営バスについては今、榎木委員が言われたように、ほかから来られた観光客等、乗ってもらってもいいと思うんですけれども、このデマンドタクシー、一応2台で運行されるということになっているんですね、これ。事前登録した方が、

前日までか何時間前までかはちょっと知りませんが、予約を入れられて、それでこのデマンドタクシーが運行されるということなんですけれども、これ仮にA地域でその時間帯に1台、B地域の人も1台、C地域の人も1台予約を入れられたら、当然、予約の順番やろうから、遅い人は、ちょっとその時間は待ってくださいと、こういうことになるわけですね。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今、セダン2台という形での事業説明を行っていますが、その供給に対する需要の範囲の中で乗合いをしていただくということになりますので、当然、時間帯等によって定員を超えてしまう場合はお待ちいただくということもあり得ます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） となれば、先ほどの話なんですけれども、まずは当然、住民優先でデマンドのほうについては運用していただかないと、その他の人まで入れかけると、とてもやないが賄い切れない。また恐らく需要が今後たくさんあれば、2台が3台という話もしていただけるんだと思うんですけれども、まずやはり地元優先。それは、そのところは堅持をしていただいて、運用していただきたいなというふうに思います。

次に、これはドア・ツー・ドアじゃないんで、停留所単位でタクシーといえども運行すると。これはよく理解できるんですが、恐らく500メートルぐらいの間隔で停留所を設けようということで、これ絵を描いておられるんですが、これ奥山田の場合を見ていますと、今の奥山田のバス停、次に正寿院のところ、この間に1カ所入れると。恐らく距離で言えば500mぐらいの距離なんですけれども、その500メートルが結構勾配のあるところを、これ歩いていかなんことになるんです。だから、この平たんなどの500メートルとね、恐らくこういうのを利用されるのは高齢者とかそういうことになってくると思うんで、もう少しそこは、距離で単に500メートルじゃなく、停留所の位置で、もう少しその辺も配慮した位置の設定というのは、これ変更は可能でしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） こちら今お示ししているのは模式図でありまして、もちろん全ての方の希望、全ての方にとというのはなかなか難しいところはあるんですけれども、地元のご意見のお聞きの仕方も踏まえて、そういうところを頭に置いて検討を進めたいと思います。

ただもう一つ、道路交通法上、安全な場所に停車しないといけないという縛りが今度生まれますので、その制限下でのそういった議論になるというところはございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その辺りは、当然停められるスペースがないと、どこでも停めたらええということにならへんのは理解できますので、できる限りそれぞれ活用しやすい、利用しやすい、そういうことに向けてご検討をいただきたいと、よろしく願いをしたということをお願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の末山及びくつわ池自然公園指定管理者の公募について説明を求めます。

広島産業観光課課長補佐。

○産業観光課課長補佐（広島尚夫） それでは、末山及びくつわ池自然公園指定管理者の公募につきましてご説明を申し上げます。

1番、募集する公園の概要ですが、名称は、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）です。

公園の規模につきましては、3ページの別紙をご覧ください。

キャンプ場、バンガローなど、指定管理物件がある場所は赤線囲いの中でございます。林間道は茶色線で表示しております。これらを合わせますと、指定管理施設面積3万2,314平方メートルとなります。

なお、公園エリアは緑の点線の内側、約27万平方メートルでございます。

再度、1ページに戻っていただきたいと存じます。

公募を行う趣旨でございますが、現在指定管理者である郷之口生産森林組合の高齢化等を踏まえ、さらなる利用者のニーズに即した公園利用や効率的・効果的な公園運営を目指して令和4年度から新たな指定管理者として民間事業者を公募することとします。

3番、民間事業者へ委託することとなった経過につきましては、昭和58年4月から土地所有者の郷之口生産森林組合と宇治田原町の間で管理委託契約を締結し、組合による施設の管理を行ってもらい、平成18年9月からは指定管理制度に基づき、組合が指定管理者として施設の管理運営を行っていただいております。

令和元年11月に、組合役員の総意といたしまして、組合員の高齢化等により、今後

管理運営を行うことが困難なため、新たな指定管理者を検討してほしいとの申し出を受け、令和4年度からの新たな指定管理者に係る募集に向け、課題や募集要件等を組合と協議してまいりました。

このたび、組合との協議が調いましたので、募集要項に基づきまして、民間事業者を公募することとなります。

4番、指定管理者の指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

なお、指定管理者と指定期間につきましては、議会での議決が必要となります。

2ページをご覧ください。

5番、土地貸借契約については、公園エリアは組合の所有地であるため、公園エリアのうち、指定管理施設面積について、組合と町の間で土地貸借契約を締結します。借地期間は、指定管理と同じく2年間です。

6番、指定管理者の公募に伴う変更点は下表のとおりです。

変更前が表右側に、変更後が表の中央にそれぞれ記載しております。変更後の指定管理施設面積は3万2,314平方メートルです。変更後の年間指定管理料は0円で、直近3カ年の収支状況を踏まえ、指定管理料は支払わないことといたします。

変更後の町への納付については、事業年度ごとの収支差額が黒字となった場合は、黒字額の50%を町に納付していただきます。変更後の年間の土地借地料は64万円です。これは町から土地所有者に支払うものです。

7番、応募スケジュールにつきましては、10月4日から11月11日まで募集要項を配布し、11月11日で書類の受付を終了いたします。11月15日から書類選考とヒアリング審査を行った後、12月上旬を目処に選考結果の通知を応募者全てに行います。

8番、指定管理者の候補者選考後の手続き等については、記載のとおりです。

①、選考結果については12月議会で報告させていただき、指定管理者の指定につきましては3月議会にて上程させていただきたいと存じます。⑤、業務の開始は来年4月1日となります。以上で説明を終わります。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 1つ、まず指定期間です。4月1日から6年の3月31日まで2年間。この2年間という基本というのか、どこからの2年間というあれなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 他の指定管理施設の指定期間に合わせ、2年間としております。

ただし、次回からは、他の指定管理施設同様、3年間の指定管理期間としたいというふうに考えております。以上です。

○委員（上野雅央） 分かりました。

2年というのは、大概そういうような形で近隣はやられているということですね。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時39分

再 開 午前11時39分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 今回のこの2年間の契約につきましては、まず、令和3年度分として、1年間だけ郷之口生産森林組合に指定管理を委託しております。

来年度以降、通常であれば、先ほど言いましたように3年間の指定管理期間なんですが、残りの残期間2年を公募する新しい指定管理者のほうに期間委託しまして、それ以降については、継続して3年ずつというふうに考えております。

ですから、今年の1年と来年度以降の2年というふうに、ちょっとそこで分かれてしまうことが、今回の2年の結果になったということでございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。了解しました。

次に、今回、選考されるのにプロポーザル方式の選考方法を取られるということなんですね。

○委員長（藤本英樹） その確認ですか。

プロポーザルで募集するというものの確認ですか。

○委員（上野雅央） はい。確認です。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 4ページのほうに、選考基準及び審査内容を参考に付けさせていただいております。

選考につきましては、指定管理者選考委員会による書類選考、ヒアリングの実施により決定したいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） そうしたら、この4ページの参考資料ということで、プロポーザル方式で選考されていかれるというわけではないんですね。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） プロポーザルで行いたいと思っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） プロポーザルで選考される中で、まず、業者さんの資本力とか債務とか、そういうような選考基準はあるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 通常の工事、委託とかそういうものプロポーザルについては、そういうものは入ってこないんです。

その前に、資格条件という形で、一定の能力がある会社ということで、資本力だとかその辺も総合的に勘案しながらやっていくということになりますけれども、こういう公園の指定管理案件ということについては、いろんなところが出てくるということで、公園管理の専門のところが出てくるとは限らないということから、経営基盤の安定性ということで、ここでいう②の安定した管理能力という中の物的能力というところで、その辺りのことをしっかりと調べた上で、適正に管理運営ができるということであれば、そこについて丸がついていくということで評価していくということになります。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 了解しました。

その中で、選考されていく中で、町内業者が手を挙げられた場合のほうを優先されるとか、そういうふうな点はどうでしょう。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今の選考基準の中で町内企業が優先されるというものはございません。

といいますのは、公園管理という民間募集の中で、町内に実績のある方というのは、こういう条件、特に指定管理料がないとか、そういう中では、町内に限定するのはどうかということもございまして、広く公募していくということで、前より利用者目線ということと、効率的・効果的な経営ということを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 了解しました。

まずもって、今、キャンプとか今はやっています、そんな中で、集客力、また、トータルでユニークな広報され、町内を活気づけるような指定業者の方、また、並びに、住民にとって満足度の得られるような、その中でまた説明会なりちょっと入れていただいて、そういうな中で選考していただければありがたいと思います。以上です。  
よろしくをお願いします。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと教えていただきたいんですが、2ページの土地の借上げの契約、それから、6番目のこの変更点ということ、指定の範囲とか書かれているんですが、従来、この6番目の表でいきますと、変更前は年間指定管理料として65万円払っていたわけですね。それで、これが約27万平方メートルいう、これ多分全員のことや思うんですが、変更後は3万2,000平方メートルほどの広さで、一応、借地料として64万円、これが平方メートル20円ということがここに記載されています。

この平方メートル20円という根拠はどこから出てきたのか、どういう計算されて設定されたのかお聞かせください。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 指定管理面積3万2,314平方メートルに当たります、近傍地の借地事例でございます。1平方メートル当たり20円ということが近傍地の借地事例でございましたので、それを基に算出しております。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 隣接地にもなりますけれども、西ノ山の集団茶園とかいうところでの事例を参考に20円という数字を出しております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 西ノ山の集団茶園なんかの借地料ということなんですけれども、あれは農事組合法人がその金額を負担していると思うんですが、それで、その上、黒字額の50%ということで、この下のところの説明見ますと、収支簿との差額が黒字の場合は町に納付するということなんですけれども。今、アウトドアブームですね。昔は夏のキャンプというのが当たり前やったが、今、年間通して、お客さんかなり、私なんかあそこ通っても車たくさん停まっているない感じがしとるんですが、今まで指定管理料払っ

ていたんで、当然、決算書入手されていると思うんです。それで、今まで、ここ数年で結構なんですけれども、そういう収支、ずっと黒字やったんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 平成30年度につきましては、若干の赤字でありましたので、指定管理料をお支払いしておるんですけれども、令和元年からキャンプブーム、先ほどおっしゃられましたように、特にテントの持ち込みが増えてきましたので、令和元年から黒字に転じております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 黒字というのは、当然、その年度によって凸凹あるんですけれども、平均どれぐらいの黒字額なんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 平成30年から令和2年度の3カ年で、平均300万円程度の黒字ということになっております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 平均300万円いうたら年300万円ですね。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） はい。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、この単純計算でいくと、50%ということなんですけれども、これが、当然、64万円と相殺されるのかどうか、それと、逆にこの茶色い部分、土地の貸借関係のあるところの、これについても、もし何かあったら、今後も町が負担して整備していくわけですね、その辺りは。あくまで指定管理者が今後整備していくわけですか。その辺り、どうなっているんですか。今後の指定管理後の運営。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 来年度以降は、新たな指定管理者によって運営のほうされていきますので、町のほうでは行わず、指定管理者が行われます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） すみません。もう一度ちょっと確認したいんですけども。整備費用も負担されるということですか。それでいいですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） そのとおりです。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） そうなると、今までずっとトイレの改修とか、いろんなことをかなりのお金かけて、ずっと道の整備とかやってきましたよね、バンガローと。今後、そういうのが全部指定管理者の負担で全部行われて。そういう計算しますと、年間300万円ということの収支というのが、いけるのかなと。50%というのが町に収入として入ってくるのかなというのが甚だ疑問で、その辺り含めて、シミュレーションいうんですか、そういう検討はされたんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） まず、施設の修繕につきましては、大規模の修繕等30万円以上については町のほうで、30万円以内については指定管理者が行うということとなっておりますので、ただし、30万円以上につきましても、町のほうと次の指定管理者と協議をしまして、緊急性等判断いたしまして、金額が30万円を超えても本当に改修が必要かどうかというところについては、大規模修繕をしないことも当然ございます。

あと、シミュレーションにつきましてですが、今、くつわ池のほうでアルバイト、お雇いいただいているんですけども、民間委託になりましたら、今後、人件費等も当然上がってきますし、そういう修繕等の箇所も当然出てくるとは思うんですが、一定シミュレーションをしまして、一定利益は出るということで確認はしております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午前11時56分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 先ほどのご質問ですけれども、この黒字というのが継続されるのか否かというご質問かというふうに理解しました。その観点からちょっとお答えさせていただきます。

通常、こういう指定管理、新たな指定管理に入った場合は、初期の段階でどのように運営していくかということで、かなりの投資がかかってくると思います。

したがって、収支を回収するにはかなり長期間を要すると思うので、この2年で黒字に転換するという可能性はないとは言いませんけれども、極めて少ないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一）　ここの1ページ目を見ると、今回、民間に募集する理由として、組合員の高齢化やということになって、極端に言うたら、公園ですけれども、そのまま山としてほったらかしにしているでも1円も生産森林組合のほうには入らないわけですね、そういう意味では。

　けれども、これをこうして有効に活用して、町の言うたら資源の一つとして活用していこうということで、こういうやり方というのは私はいいとは思いますが、ただ、この西ノ山の隣の集団茶園と、それから、同じような評価で、先ほど20円いうのを出したということなんですけれども、その辺がちょっと何かもう一つ、これはもう決まってしまったから仕方がないんですけれども、何かあんまりちょっとすっきりせんなどという感じはあるんです。その辺だけちょっと申し上げて終わります。

○委員長（藤本英樹）　あと、星野政策監、さっき管理料の30万円の話が答弁でちょっと抜けていましたので、そこだけちょっと訂正してもらおうとありがたいんですけれども。星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也）　先ほど、廣島のほうから整備費の関係と維持管理費という形の30万円という答弁がありましたけれども、正確に申し上げますと、最初のほうの整備費というのは、今後、拡張とか拡充とかいう形のものは、今のところ、町のほうでは予定をしていないということでございまして、後で言いました維持管理料の30万円でございますけれども、この30万円というのは、30万円を超えるような大規模な、災害とかいろんなことがあれば、町と協議の上、町が払うということになってございまして、30万円以下であれば指定管理者が払うという契約で結んでいくということでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹）　ほかにございせんか。谷口委員。

○委員（谷口　整）　さっきのやり取りで一つ確認したいんですけれども、指定管理料黒字ならば払わない、これは今後の話なのか。

　先ほど、廣島補佐の話では、元年度、2年度は黒字で300万円は出ているということで答えられて、指定管理料払っていないようなニュアンスで答えられたんですけれども、それはどうやったんですか。今後払わないのか、今までも黒字になったら払っていないのか。

○委員長（藤本英樹）　廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫）　今までも払っておりました。

○委員長（藤本英樹）　谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっとさっきの原田委員とのやり取りで、どうも違うようなニュアンスで聞こえたんで。そうしたら、今までは払ってこられた。が、しかし、今後は新しい事業者に出れば払わないということできたいということに理解をしておきます。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今後は、赤字が出て払わないですし、赤字が出た場合にはもらうということになります。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、今回、くつわ池の指定管理者の公募ということで、従前の郷之口の生産森林組合に指定管理をされてきたことが、大きく、考え方も含めて変わることなんですからけれども、これ、くつわ池の公園を整備されたいきさつをひもといていきますと、昭和58年4月、今から約40年近く前、当時、郷之口の生産森林組合がくつわ池という観光資源、非常にいい資源がある中で、町がその土地を無償で借りて公園施設を整備しましょう。ついては、郷之口の生産森林組合の人たちがその入園料を取って、それで運営していく。地元の皆さんの雇用も生まれる。生産森林組合もそれなりの事業展開できるという経過の中で、これを整備されてきたんだというふうに理解しているんですけれども、それはそれでよかったんですね。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そうでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ところが、その後40年近くなって、当時元気な組合員さんたちも高齢化をされてきたと、なかなか入園料で施設を維持管理する、また、町からの指定管理料65万円だけでは、非常に、やっぱりいろんな意味でしんどいと。だから、今回、もう町のほうで指定管理は返上しますと。その代わりに、安定的に土地の地代、高い安いは別として、64万円、それを安定的に生産森林組合の収入にしたいということが、今回の発端だと思うんです。

今言いましたように、当時の考え方と今と考え方が違うので、そこで、町としてくつわ池の公園を今後、今回は2年間ということで新たな事業者を探す、民間活力を導入する、ついては、指定管理料は払わない。その代わりに、その業者が入園料等をうまく活用する中で運営してもらい、利益が出れば50%を町にいただくということに変えていくんですけれども。これ、先ほどの話ですと、去年、一昨年はコロナの関係もあつ

て、非常にくつわ池盛況やったと、去年は入園料1,000万円以上入っているというお話も聞いているんですけども、敢えてその入園料をもう要らないと、土地の使用料だけで結構ですと言われた郷之口の生産森林組合さんも苦渋の選択をされたんだというふうに思います。

そんな中で、町のほうが今後このくつわ池をどういうふうにしていきたいんやと、長くなりましたけれども、従前の考え方と変わった中で、くつわ池をどういうふう to 今後していきたいんだというのを、まず最初に聞きたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 谷口委員おっしゃいますように、過去の、やはり宇治田原町と郷之口生産森林組合の関係から見ますと、やはり、いわゆる山の保全、それから、地元の雇用ということをメインに、宇治田原町のほうにもそうした自然の資源を大事にしたいという思いから、くつわ池自然公園という形で施設を充実させてまいりました。その経過の中では、地元と協働した形でやってこれたと。

まさしく高齢化の波が本町にも押し寄せてくる中で、確かに、非常に多くの来場があって、集客なり収入の面では確かによかったというふうには感じるんですが、客観的に見れば。ただ、やはりその中身を見ますと、やはり非常に大変であったりとか、なかなか高齢の中でそれをさばっていくのもしんどくなってきたというのが本心ではないかと、我々も感じております。

今後、宇治田原町としましても、こうした民間活力を導入するという形の指定管理、今までほかにも指定管理しているところたくさんございますが、やはり地元の方々のお力を得ながらやっていることがほとんどでございます。ですので、新たな取り組みの一つということも言えますので、できれば、今後はこうした取り組みの中で、先ほど原田委員もおっしゃっていましたが、何らかの施設利用、いわゆる指定管理者のほうで取り組んでいただけることとか、当然、これ保安林ですので、何でもかんでもというわけにはいかないんですが、そういうことを推奨しながら、できる限り継続して、なおかつ、この郷之口生産森林組合の保安林の保全も一緒になってやっていければ、それぞれがウインの関係になるんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、町としての施設整備、先ほど政策監が言ったような大きな、大規模な整備については、今は計画はあるものの大きく変更は、まだ今の段階では考えておりませんが、今後そうした協働の中でしていけることがあれば、当然、町も投資しますけれども、基本的には民間活力を導入した形での指定管理をしていければと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私が思っていたことを、今、垣内理事が答弁いただいたんですけれども、やはり民間活力を導入して、新たな展開をしていく。どんなところが入るかは知りませんが、それなりのノウハウを持ったり、また、いろんな事業展開の思いを持った業者が入ってくるんだと思いますんで、そこで、これひとつ、まだ先のことで、今この場で結論は思っておりませんが、提案したいと思うんですけれども、今まで町が補助金をもらって整備してきた各施設については、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律の関係があって、あと7、8年は処分できひんというふうに思います。

それで、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律の期限が切れた頃に、一度その事業者なり、郷之口の生産森林組合さんと協議をして、あの施設を指定管理受けられる業者に、もう全て施設も任してしまう。その代わり、その業者の名前冠をつけたネーミングライツ、Aという会社が請け負うとするならば、Aくつわ池自然公園とか、そういうような形のネーミングライツ、こんなことも含めて展開をしていったらどうかなと思うんです。そうすれば、町が中途半端に中に入らずに、郷之口の生産森林組合さんと指定管理をされる業者がお互いに話をして、郷之口の生産森林組合の取り分ももっと増えていくでしょうし、やはり以前の経過からすれば、郷之口の生産森林組合さんがもっと潤うようにいろいろ考えていく、かつ、また町のほうがこれ以上の負担がなくせるようなことが考えられると思うんです。その辺はどう思われますか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） まさに、今、谷口委員がおっしゃったとおりでございます、今はいろいろ補助金を受けて、町のそういった施設もございますので、すぐに今どうこうというのはなかなか難しいということもある中、今後、また新名神のインターチェンジなり、また、宇治田原町の玄関として、そういう中での、今、観光振興計画の中にもしっかり謳っている経過も踏まえまして、今おっしゃった町のそうした補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律の期限が一つの節目として、今後、そういった中で町の皆さんが潤える、そういうなもんにしていきたいと。

まして、また、町のほうも非常に厳しい状況でもございますので、町としても、こうした賑わいあり、また、負担も少なくする、それが一番理想かというように思っておりますので、今のご提案につきましては、非常に重要なことだというように認識しております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 前向きにぜひ考えていただいて、これやっぱり三方よしにせなあかんと思うんです。まずは郷之口の生産森林組合さんも潤い、それで、また、請け負う業者もそれなりに利益が出、それで、町のほうは負担が少なく、うまくいけば町のほうにも還元される、こういうふうに三方よしで一定、今後整理していただくようお願いして終わります。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。山本副委員長。

○副委員長（山本 精） 3点だけお聞きしたい、確認だけしたいんです。

1つは、年間借地料、今、ずっと話されていた64万円なんですけれども、これは郷之口生産森林組合とはもう合意の上の金額ですか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そうでございます。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） 分かりました。

次に、応募スケジュールの1なんです、募集要項の配布、これ10月4日から11月11日ということになっているんですけれども、これはどのようにされるのか。公募されるということなんですけれども、周知方法とかその辺の状況はどうなんでしょう。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） ホームページで公表するほか、町の窓口等で配布したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） その2つぐらいですか。ほかはないですね。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 当然、公告はいたします。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） 分かりました。

さっきから何か指定管理は新しいところができるみたいな感じで話されているんですけれども、もしなかったら、これはまた元に戻すのか、町が直営でしていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） ないことにならないように、今申し上げました手法は最低や

りますけれども、もうそれも含めて、幅広くプレスとかも含めて考えていきたいというふうには思っております。

そういうことがあれば、またそのときに考えなきゃいけないという形になりますので、そういうことのないようにしっかりと募集していきたいというふうには思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） 分かりました。よろしく申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、第73回関西茶品評会審査結果について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、第73回関西茶品評会の審査結果をご報告させていただきます。

今年の品評会におきましては、審査会が令和3年8月3日から8月5日にかけて実施されました。審査会場といたしましては、奈良県農業協同組合の広域茶流通センターでございます。

関西茶品評会の総出品点数374点、括弧の中に詳細を書かせていただいております。この品評会への本町からの出品点数といたしましては19点でございます。かぶせ茶4点、煎茶2点、玉露9点、てん茶4点ということでございます。

入賞されました方のお名前下の表のほうに載せさせていただいております。

それと、例年ですと、この9月の議会の委員会の中で、関西茶品評会と全国茶品評会の審査結果を同時に報告させていただいておりましたが、今年につきましては、全国茶品評会の審査会が新型コロナの拡大により延期されて、11月の中頃からちょっと審査に入るということですので、今回のこの報告には載せさせていただいておりません。また12月の委員会のほうで報告はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び第2四半期の事業執行状況（変更）について並びに所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第7、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第7、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び第2四半期の事業執行状況（変更）について並びに各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。

無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

第2四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしておりますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のなきよう重ねて要望しておきます。

10月の閉会中の委員会においては、第3四半期の執行状況の報告を願う予定としております。10月19日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後 0時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      藤   本   英   樹